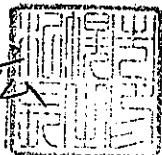


札幌市公文書管理規則等の一部を改正する等の規則を次のように制定する。

令和5年3月9日

札幌市長

秋元亮



札幌市規則第10号

札幌市公文書管理規則等の一部を改正する等の規則

(札幌市公文書管理規則の一部改正)

第1条 札幌市公文書管理規則（平成25年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項第4号中「公開又は札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）第14条第1項、第26条第1項若しくは第33条第1項の規定による開示、訂正若しくは利用停止の請求」を「公文書の公開の請求又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定による開示の請求、同法第90条第1項の規定による訂正の請求若しくは同法第98条第1項の規定による利用停止の請求」に改める。

(札幌市特定重要公文書の利用等に関する規則の一部改正)

第2条 札幌市特定重要公文書の利用等に関する規則（平成25年規則第29号）の一部を次のように改正する。

(1) 第11条を次のように改める。

(電磁的記録の利用方法)

第11条 条例第24条第1項の規定による電磁的記録の利用の方法は、次に掲げる方法であって、市長がその保有する機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるものとする。

(1) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(2) 電磁的記録を専用機器（利用する者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は

視聴

- (3) 電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- (2) 第11条の次に次の1条を加える。
(費用の負担を求める電磁的記録に係る写しの交付の方法)
第11条の2 条例第25条の市長が定める方法は、前条第1号（閲覧を除く。）及び第3号に掲げる方法とする。
(札幌市情報公開条例施行規則の一部改正)

第3条 札幌市情報公開条例施行規則（平成12年規則第9号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条を次のように改める。

第3条 削除

- (2) 第7条を次のように改める。

（電磁的記録の公開の方法）

第7条 条例第15条第1項の規定による電磁的記録の公開の方法は、次に掲げる方法であって、市長がその保有する機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるものとする。

- (1) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (2) 電磁的記録を専用機器（公開を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するため備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
- (3) 電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- (3) 第7条の次に次の1条を加える。
(費用の負担を求める電磁的記録に係る写しの交付の方法)

第7条の2 条例第16条の実施機関が定める方法は、前条第1号（閲覧を除く。）及び第3号に掲げる方法とする。

(札幌市個人情報保護条例施行規則の廃止)

第4条 札幌市個人情報保護条例施行規則（平成17年規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。